

○札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録要綱

〔平成 31 年 3 月 15 日〕
保健福祉局医務監決裁

(趣旨)

第 1 条 「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現に向け、札幌市（動物管理センター）は、札幌市内で動物愛護管理の推進に関する活動（以下、動物愛護管理活動という）を行う市民団体と連携・協働し実施する取組の推進を目的に、市民団体の登録を行うものとし、登録に関し必要な事項については、この要綱の定めるところとする。

(登録の要件)

第 2 条 動物愛護管理活動を行う市民団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人登記されていること
- (2) 適正な会計処理が行われていること
- (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又はこれと密接な関係を有する者の統制下にある団体でないこと
- (4) 団体の代表者又は役員が動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 12 条第 1 項第 1 号から第 6 号の規定に該当していないこと

(登録申請)

第 3 条 登録しようとする団体は、札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録申請書（様式第 1 号）に、次の各号にあげる書類を添えて動物管理センター所長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 当該団体の規約又は会則
- (3) 当該団体の役員名簿
- (4) 当該年度の予算書及び前年度の決算書

(登録事項)

第 4 条 動物管理センター所長は、前条の登録の申請があった場合は、速やかに審査を行い、次の各号にあげる事項を登録するものとする。

- (1) 団体名

- (2) 代表者名
- (3) 事務所の所在地、連絡先に関する事項
- (4) 動物管理センターと連携・協働する取組の内容
- (5) その他、動物管理センター所長が必要と認める事項

(登録の変更)

第5条 登録団体は、前条で規定する登録内容及び当該団体の規約又は会則、当該団体の役員に変更があった場合は、札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録事項変更届出書（様式第2号）により速やかにその登録内容の変更を動物管理センター所長に届け出なければならない。

(登録の期間及び更新)

第6条 登録の期間は、動物管理センター所長が登録を決定した日の属する年度の末日までとする。ただし、次年度も引き続き登録を希望する団体にあつては、年度の末日までに札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録更新申請書（様式第3号）を動物管理センター所長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 登録の抹消を希望する登録団体は、札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録抹消申請書（様式第4号）により動物管理センター所長に届け出なければならない。

2 動物管理センター所長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申し込みを行ったと判明したとき
- (3) その他、動物管理センター所長が登録に不相当であると判断したとき

(連携・協働する取組)

第8条 動物管理センターと登録した団体は、次の各号に掲げる取組について、連携・協働するものとする。

- (1) 動物愛護やペットの適正飼育等に関する普及啓発に関すること
- (2) 地域における犬猫に起因する問題等への対応に関すること
- (3) 保護した犬猫の健康管理や不妊・去勢手術、譲渡等に関すること

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については動物管理センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

札幌市動物管理センター所長 殿

札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録申請書

札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録要綱第3条の規定により、市民団体の登録を申請します。

記

1 団体名 (正式名称)	
2 団体所在地	
3 代表者氏名	
4 連携・協働する取組	<input type="checkbox"/> 動物愛護やペットの適正飼育等に関する普及啓発に関すること <input type="checkbox"/> 地域における犬猫に起因する問題等への対応に関すること <input type="checkbox"/> 保護した犬猫の健康管理や不妊・去勢手術、譲渡等に関すること
5 添付書類	・登記事項証明書 ・規約又は会則 ・役員名簿 ・当該年度の予算書及び前年度の決算書
6 備考	①事務担当者：氏名（ ）、連絡先（ ） ②その他

※登録団体は、札幌市動物管理センターの公式ホームページで団体名称を公表します。

※この登録は、市の公証を与えるものではありません。

※虚偽の記載や公序良俗に反するなど、不適当と思われるものは、通知せずに抹消することがあります。

(様式第 4 号)

年 月 日

札幌市動物管理センター所長 殿

札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録抹消申請書

札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録要綱第 7 条の規定により、市民団体の登録を抹消したいので、下記の理由をもって申請します。

記

1 団体の名称 及び 代表者氏名	
2 抹消する理由	
3 備 考	①事務担当者：氏名（ ）、連絡先（ ） ②その他